

大学の自治を求める未払い賃金請求訴訟第二審判決をむかえて

2015年11月30日

福岡教育大学原告団

2012年11月27日、理不尽な賃下げを行った国立大学法人福岡教育大学（以下、法人）に対して未払い賃金を請求する訴訟を福岡地裁に提訴してから3年が経過しました。本年1月に言い渡された第一審の地裁判決は、原告から提出された証拠書類や証人の証言を判決の際に意図的に排除し、裁判所自らが裁判における証拠主義を捨て去るという愚挙を示したものでした。

そもそも本件は、法人が、単なる国からの要請を、あたかも行政指導であるかのように扱つたことに端を発しています。本来、労働者（教職員）との交渉によって自主・自律的に決定されるべき賃金決定ルールよりも、国からの要請を上位に置いて、要請通りの賃下げを行つたところから始まったのです。その意味で、本裁判は、大学自治の根幹を争う裁判であると言つてよいと思います。

もともと国立大学が法人化された12年前には、大学の「自主性・自律性」の担保ということが、法の趣旨および附帯決議に盛り込まれ、それが大学の活性化につながると期待されていました。ところが、国家公務員の給与臨時減額に準じた賃下げを行つた際には、労働者（教職員）との交渉がおざなりにされ、自主性・自律性原則は全く反故にされてしまいました。経営者として未熟かつ無責任であった法人によって、私たち労働者（教職員）は大きな損害を受けました。これは、単に金銭的損害だけではなく、働く人間には当たり前に保障されるべき労働基本権が、一方的に奪われたという、極めて衝撃的な事でした。

高等裁判所での審理に際しては、大学の自治の原則のもとに、法人が大学経営者としての自覚に目覚めること、また、私たちの労働基本権が回復されることを求めて参りました。二審で加えられた労働法学者の意見書においても、私たちの賃金は、労働契約法に基づいて決定されるべきこと、そして賃下げが認められる要件は極めて少數の例外であり、国の要請はその要件に該当しないことが明らかにされました。

このように私たちは、働く人間として当たり前の権利を取り戻すために、福岡教育大学教職員組合を代表して裁判を闘ってきました。全国で10の大学、高専、共同研究利用機構の働く仲間たちも同様に裁判を闘っています。私たちをいつも励まし、財政的支援もしてくださった全大教九州と全大教のみなさん、そして、教職員OB、学生、公務員、一般市民の皆様方に対して、これまでいただいたご支援を心より感謝いたします。ありがとうございました。